



長崎市労政だより



長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

令和5年4月28日発行

■長崎市からのお知らせ

- 1 大切な「いのち」を守るために・・・Vol.1
- 2 「長崎市人材確保支援費補助金」について

■長崎労働局からのお知らせ

- 3 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」について

■経済産業省からのお知らせ

- 4 中堅・中小企業様に向けた施策PR集



1 大切な「いのち」を守るために…vol.1 (1/3)

5月14日～20日は「ギャンブル等依存症問題継発週間」です

やめたくても、やめられないなら、、

“一度始めると自分の意思ではやめられない”、“毎回、やめようと思っているのに、気が付けばやり続けてしまう”・・・

それは「依存症」という「病気」かもしれません。

* 依存症とは？

アルコールや薬物、ギャンブルなどの特定の物質や行為を「**やめたくても、やめられない**」、「**ほどほどにできない**」状態を「**依存症**」といいます。自分の意思ではコントロールできなくなり、家庭崩壊や違法行為、失業、他のこころの病気の併発など自分や家族の健全な社会生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。

* 社会生活や健康への影響

こころ

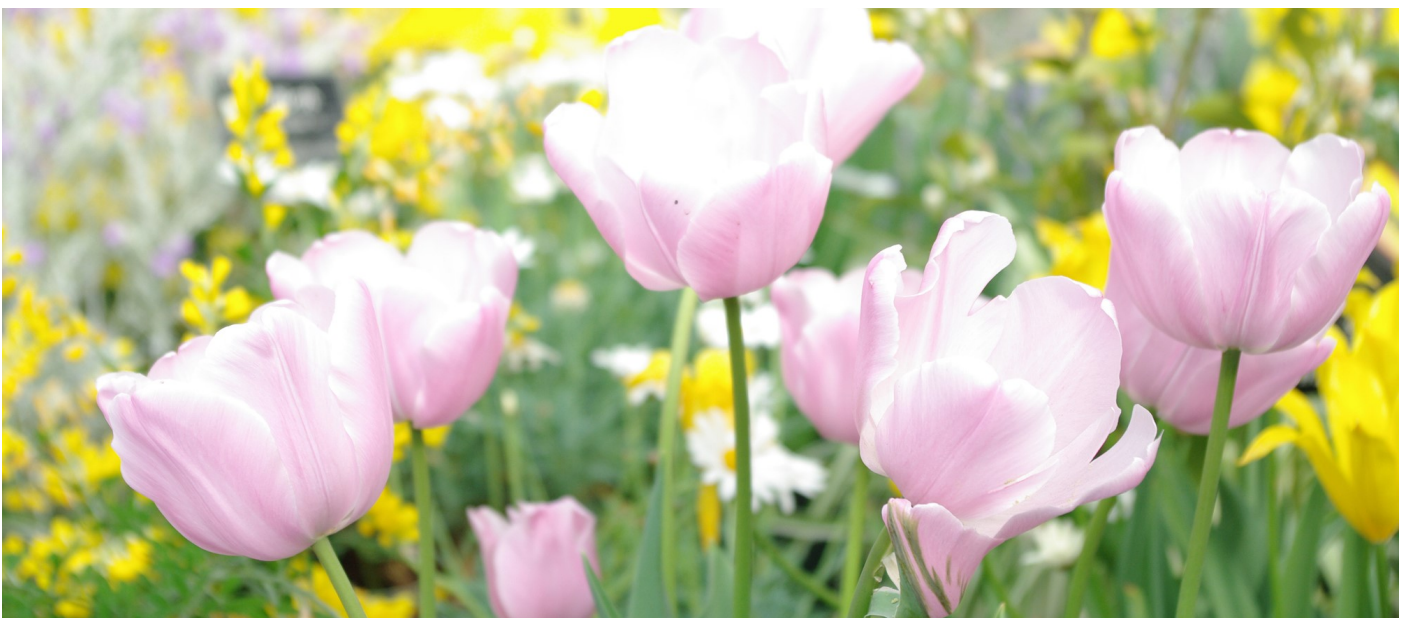
- ・自分の置かれている状況への焦りや孤独感などから心が安定しない
- ・感情をコントロールできない
- ・意欲の低下が著しい
- ・自己中心的になる
- ・思考能力が低下する
- ・こころの発育が遅れる など

体

- ・健康状態が悪くなる
- ・離脱症状が生じる
- ・慢性的な頭痛・めまい・吐き気・肩こり
- ・栄養障害
- ・体力の低下 など

社会性

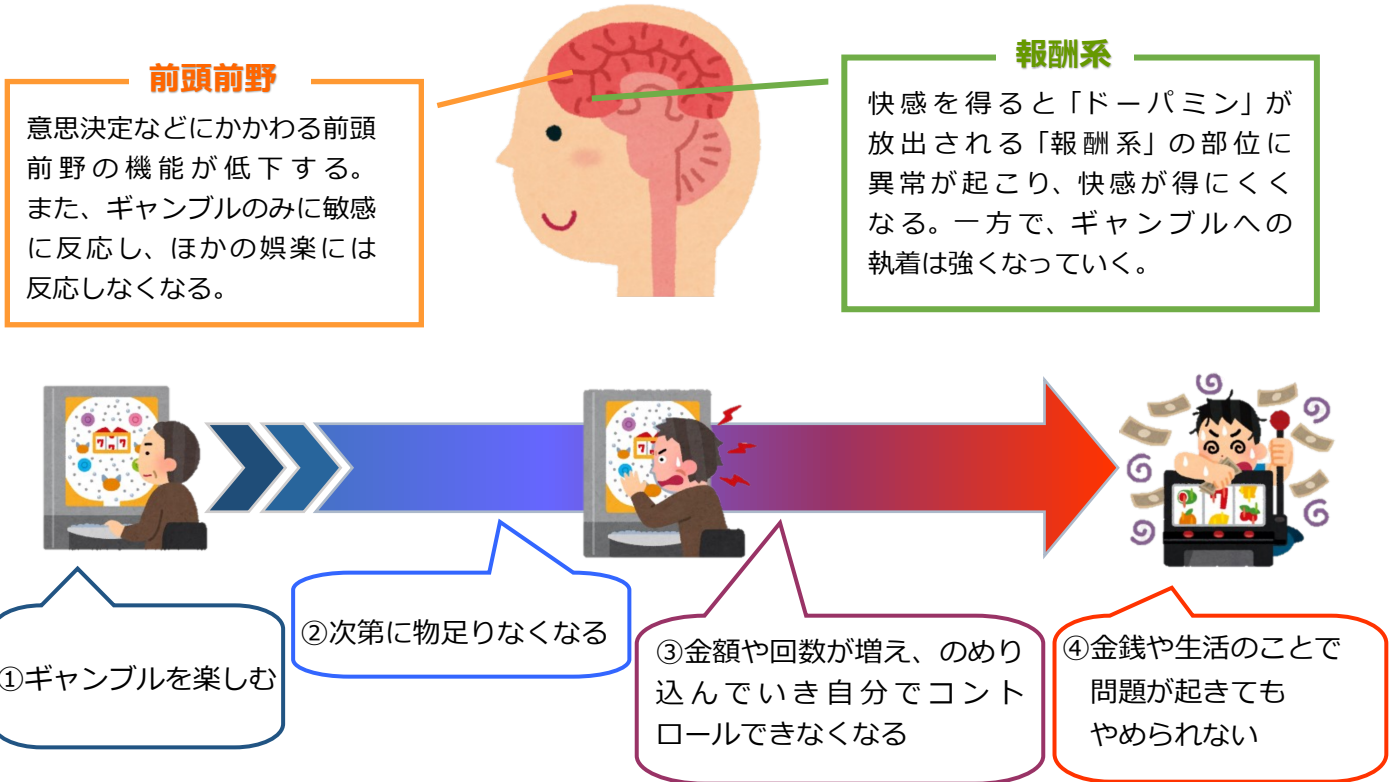
- ・生活リズムが乱れ学校や職場に行けなくなる
- ・不注意や判断ミスが増える
- ・依存物質/行為が最優先となりひきこもりがちになる
- ・周囲との関係が悪くなる など



1 大切な「いのち」を守るために…vol.1 (2/3)

* 依存症へのプロセス ～ギャンブル依存症の場合～

依存症は、意思の弱さが原因だと思われがちですが、特定の物質の摂取や行為を繰り返すことで脳が異常をきたす「脳の病気」です。



*「趣味・嗜好」と「依存症」の違い

明確な違いはなく、量や時間、頻度だけでは判断できません。仕事や学校を休むなど、**生活に支障をきたしているのにやめることができません**、本人や家族が苦痛を感じていた場合は「依存症」と判断されます。



あなたは大丈夫？ギャンブル等依存症のセルフチェック

- ギャンブルをするときには、予算や時間の制限を決めない、決めても守れない
- ギャンブルに勝ったときに『次のギャンブルに使おう』と考える
- ギャンブルをしたことを誰かに隠す
- ギャンブルに負けたときにすぐに取り返したいと思う



4つのうち2つ以上あてはまる場合はギャンブル依存症の可能性があります

心配な時は早めにお気軽にご相談ください



1 大切な「いのち」を守るために…vol.1 (3/3)

*相談窓口

長崎市地域保健課では、依存症に関すること以外にもこころの健康についてご相談をお受けしています。

長崎市地域保健課 精神保健係

TEL: 829-1153 FAX: 829-1221

時間 8:45~17:30 月~金(祝日除く)



こちらも
チェック!!

- ・厚生労働省 依存症対策
- ・特設サイト 依存症の理解を深めよう



出前講座のご案内



市民の皆さまのこころの健康につなげるため、長崎市地域保健課では、下記の出前講座を行っています。職員（保健師）が皆さまの職場に出向いて、講座を開催します。職場のメンタルヘルス対策推進のため、職員研修等でぜひご活用ください。開催費は無料で、夜間、土日の開催も対応可能です。

令和5年度 市政と暮らしの出前講座 ～地域保健課担当講座～

| 講座名 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| こころの健康 | うつ病やストレスなど、こころの健康についての正しい知識を身につけ、その対応方法を学びましょう |
| 自殺を予防するために ～あなたもゲートキーパー～ | 自殺の現状を知り、私たちにもできる自殺予防のポイントを学びましょう |
| 良い睡眠でこころの健康づくり | 健康づくりのための睡眠指針とは？ 睡眠障害についても学び、こころと体の健康づくりに取り組みましょう |
| 飲酒とこころの健康 | 適正飲酒とは？より良くお酒とつきあう方法を学びましょう |

* 出前講座の申込方法等の詳細につきましては、長崎市ホームページをご覧ください *

2 「長崎市人材確保支援費補助金」について(1/2)

～人材確保を目的として情報発信を行う市内中小企業の活動を支援します！～

将来の長崎市を担う若年者の地元への就職・定住の促進を図るため、市内中小企業者等の人材確保を目的としたSNS等での広告、企業PR動画の制作、就職イベントへの参加などに係る経費の一部を支援します。

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 次の要件をすべて満たす中小企業者等※1 <ol style="list-style-type: none">1 市内に本社又は事業所を有すること2 長崎県内就職応援サイト「Nなび」への企業情報の登録を行っていること3 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと |
| 補助対象事業 | <ol style="list-style-type: none">1 SNS等広告事業2 採用情報専用ページ等制作・改修事業3 PR動画等制作事業4 就職イベント参加事業 |
| 補助対象経費 | <ol style="list-style-type: none">1 SNS、インターネット又はテレビを活用した各種広告費2 企業ホームページ（採用情報の専用ページのみ）及び採用サイトの制作費や改修費（スマートフォン等への最適化含む）3 企業PR動画や採用パンフレット（電子版含む）の制作費4 企業説明会等（オンライン形式含む）への出展費、交通費及び宿泊費。 <p>ただし、交通費は、公共交通機関の最も合理的な経路の運賃とし、グリーン席及びビジネスクラス以上の料金又は当該料金に相当する額を除く。宿泊費は、1人1泊当たり10,900円を限度とする。</p> <p>（市職員の旅費を基準に設定）</p> |
| 補助率 | 補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て） ※補助回数の上限は設定しない。 ただし、同一事業者に対する補助金額は1会計年度につき上限20万円 |

※1：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者

2 「長崎市人材確保支援費補助金」について(2/2)

| | |
|---------------------|--|
| 申請期間 | <p>令和5年4月1日～<u>令和6年2月28日まで</u></p> <p>※受付順で補助金の交付審査を行い、予算が無くなり次第、募集を終了します。</p> <p>※事業着手（正式発注や契約、参加申込）前に交付申請を行っていただく必要があります。</p> <p>※交付審査を行う必要があるため、遅くとも事業着手の2週間前には、ご申請いただきますようお願いいたします。</p> |
| 申請時 提出書類 | <ol style="list-style-type: none">1 補助金交付申請書2 補助事業概要書3 登記事項証明書等の市内に事業所を有することを証する書類4 見積書等の補助対象経費の内訳がわかる書類5 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 市税・・・完納証明書（長崎市発行） 事業税・・・納税証明書（長崎県振興局発行） 消費税及び地方消費税・・・納税証明書（その3）（税務署発行）6 前年度決算書7 役員の氏名、フリガナ、生年月日が記された書類（任意様式） |

様式等は長崎市ホームページをご参照ください！！



問い合わせ先

長崎市商工部産業雇用政策課 雇用促進係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号14階

TEL 095-829-1313 FAX 095-829-1151



3 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について（1/2）

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チュウイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

| | | |
|--------------------------|-------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 労働衛生管理体制の確立 | 事業場での熱中症予防の責任体制を確立 |
| <input type="checkbox"/> | 暑さ指数の把握の準備 | JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検 |
| <input type="checkbox"/> | 作業計画の策定 | 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定 |
| <input type="checkbox"/> | 設備対策の検討 | 簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討 |
| <input type="checkbox"/> | 休憩場所の確保の検討 | 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討 |
| <input type="checkbox"/> | 服装の検討 | 透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討 |
| <input type="checkbox"/> | 緊急時の対応の事前確認 | 緊急時の対応を確認し、労働者に周知 |
| <input type="checkbox"/> | 教育研修の実施 | 管理者、労働者に対する教育を実施 |

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



3 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について (2/2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

| | | |
|--------------------------|-----------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 暑さ指数の低減 | 準備期間に検討した設備対策を実施 |
| <input type="checkbox"/> | 休憩場所の整備 | 準備期間に検討した休憩場所を設置 |
| <input type="checkbox"/> | 服装 | 準備期間に検討した服装を着用 |
| <input type="checkbox"/> | 作業時間の短縮 | 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止 |
| <input type="checkbox"/> | 暑熱順化への対応 | 7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意 |
| <input type="checkbox"/> | 水分・塩分の摂取 | 水分と塩分を定期的に摂取 |
| <input type="checkbox"/> | ブレーキング | 作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減 |
| <input type="checkbox"/> | 健康診断結果に基づく対応 | 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 |
| <input type="checkbox"/> | 日常の健康管理 | 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認 |
| <input type="checkbox"/> | 作業中の労働者の健康状態の確認 | 巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導 |
| <input type="checkbox"/> | 異常時の措置 | 少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない |

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

3 「中堅・中小企業様に向けた施策PR集」について

＼令和5年2月に経済産業省が作成しました！／

令和4年6月13日に決定した「中堅企業等支援に関する新たな取組方針」及び令和4年10月28日に閣議決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、中堅・中小企業の皆様が活用できる国の施策が集められたものになっております。是非、ご活用ください！

中堅・中小企業の皆様へ

～ご利用いただける支援施策のご案内～

0. 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策等

I. 事業再生・M&Aを含む事業承継

II. 若手人材のUIターン等の人材確保育成の支援

III. DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援

本資料は首相官邸HPに掲載しております。

🔍 中堅企業等支援施策



【2023年2月版】

